

2008年1月30日

各 位

東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社
代表取締役社長 矢嶋 弘毅

(コード番号 4281)

問い合わせ先 戦略統括本部 IR担当

Tel: 03-5449-6300 email: ir_inf@dac.co.jp

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2008年1月30日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、下記のとおり2008年2月28日開催予定の当社第11期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の使用人、および当社子会社の取締役、監査役および使用人の当社グループの連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めること、社外協力者の当社グループに対する参画意識を高めることを目的とし、当社の使用人、および当社子会社の取締役、監査役、使用人ならびに社外協力者（以下、「対象者」という。）に対して以下の2.に記載の発行要領に基づき新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式5,000株を上限とする。

新株予約権1個につき、その目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割（当社普通株式の無償割当を含む。）または併合を行う場合、その他株式数の変更をすることが適切な場合には、付与株式数を次の算式により調整する（1株未満の端数は切捨て）。ただし、かかる調整は、当該時点で権利行使されていない新株予約権についての付与株式数についてのみ行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が株式無償割当てを行う場合、合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、「合併等」という。）を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整する（1株未満の端数は切捨て）。ただし、かかる調整は、当該時点で権利行使されていない新株予約権についての付与株式数についてのみ行われるものとする。

(2) 新株予約権の総数

5,000 個を上限とする。

(3) 新株予約権と引換えにする金銭の払込み

新株予約権と引換えにする金銭の払込みは要しない。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、各新株予約権の行使に際して払込をすべき株式 1 株当たりの払込金額（以下、「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値の金額（1 円未満の端数は切り上げ）、または割当日の終値（当該日に終値のない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、新株予約権の割当日後、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合、「商法等の一部を改正する法律」（平成 13 年法律第 128 号）の施行前の新株引受権証券および旧商法第 280 条ノ 19 に規定する新株引受権の行使による場合を除く。）は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1 株当たりの払込金額」を「1 株当たりの処分金額」に読み替えるものとする。

当社が株式無償割当て、合併等を行う場合、その他これらの場合に準じて払込価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

(5) 新株予約権の行使期間

2010 年 3 月 1 日から 2015 年 9 月 30 日までの範囲内で取締役会で定める

(6) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権の割当を受けた対象者（以下、「新株予約権者」という。）のうち、当社の使用人、および当社子会社の取締役、監査役および使用人は、権利行使時において当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、監査役または使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任した場合、その他諸般の事情を考慮の上当社取締役会が特別に認めた場合はこの限りではなく、その細目は新株予約権割当契約に定めるものとする。

新株予約権者のうち、社外協力者は権利行使時においても、当社または当社子会社の社外協力者であることを要する。

新株予約権者が死亡した場合には、相続人がこれを承継できるものとする。

上記の他、各新株予約権者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。

(7) 新株予約権の取得事由および条件

当社は、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、または株式移転計画が株主総会（株主総会の承認を受ける必要がない場合には、当社取締役会）で承認された場合において、取締役会で取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号記載の資本金等増加限度額から本号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。

以 上